

## 第2章 貧困・格差の現状と分厚い中間層の復活に向けた課題

### 第1節 非正規雇用者、貧困・格差の現状、背景とその問題点、対策

日本経済はバブル崩壊以降、成長が鈍化し、需要不足による長期停滞状態に陥っていると考えられる。こうした中、高齢化等の要因もあるものの所得の低い世帯は増加傾向にあり、非正規雇用者比率の上昇により所得格差も拡大している。非正規雇用者は企業にとって景気変動に応じて雇用量の調整を可能とすること等から活用され、また労働者側にとっても多様な理由により選択されるものの、雇用不安や課題を抱えている。

具体的には、非正規雇用者は雇用契約期間が短く、リーマンショック後に特に派遣社員が雇用調整の対象となったなど雇用が不安定である。また、経済的自立が困難となって自らの収入で生計を立てられないことも多く、結果として結婚ができにくく、希望する子どもの数も実際の子どもの数も少なくなっている。また、社会保障等の制度の適用率が低く老後における生活が不安定となるという問題もある。

正社員として働ける会社がないために非正規雇用として働く者や、非正規雇用者のうち正社員になりたい者は2割強存在するが、一方で企業の意識をみると、これまでの正規雇用者の絞り込み・非正規雇用者の増加傾向に変化の兆しがみられる。

また、近年は長期失業者や中年無業者が増加しているが、失業・無業の状態が長期化するほど社会復帰の困難さが増すことになる。さらに、支える家族も高齢化が進んでおり、無貯蓄・低貯蓄世帯比率も上昇傾向にあるなど、家計の状況が厳しさを増していることから、家族による支援の余裕も低下していることが考えられる。失業・無業の状態をなるべく防ぎ、陥った場合であっても早期に就職できるようにすること、加えて、近年増加する生活保護受給者に対する早期の就労支援を一層強化することなどの、重層的なセーフティネットの構築が必要である。

#### (家計・雇用者の格差・貧困の現状)

第20図に基づき、日本における格差の現状を、世帯ベースについてジニ係数によりみると、「当初所得」では高齢化、世帯の小規模化を主な要因として上昇しているが、所得再分配も併せて考えると、ジニ係数に基づく限り、近年、格差が拡大しているとは必ずしも言えない。一方、相対的貧困率は上昇傾向にあり、年収の相対的に低い世帯の割合も高齢化による影響も半分程度あるものの上昇傾向である。また、雇用者所得の観点からみると、非正規雇用者比率の上昇により所得格差は拡大している。

#### (非正規雇用者の約半数は自らの収入が主な収入源)

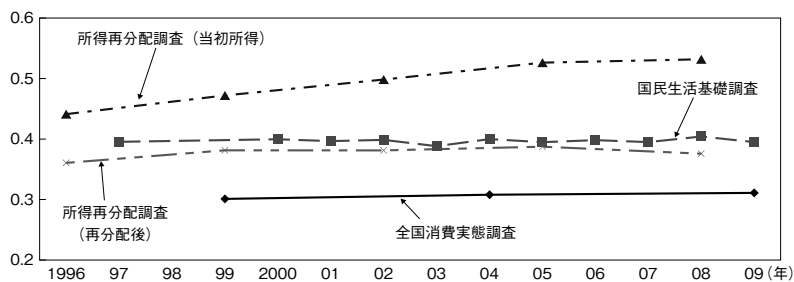
第21図によると、正社員以外の労働者が自分自身の収入を主な収入源とする割合は、男女計で49.1%と約半数となっている。このうち男性では82.3%、女性では29.6%と男性の方が高くなっているが、女性においては上昇傾向にある。

#### (非正規雇用者の結婚と子どもの動向)

非正規雇用者は雇用が不安定、所得が低いという問題を抱えている。第22図により夫婦の雇用形態別に希望する子どもの数と実際の子どもの数の平均をみると、希望する子どもの数は男性・女性共に正社員である場合に最も多く、(サンプル数は少ないものの)男性・女性共に非正社員である場合に最も少なくなっており、雇用・所得環境が希望する子どもの数に影響を及ぼしている可能性がある。実際の子どもの数についても、男性が正社員の場合は1.79~1.90人程度となっているが、非正社員の場合には1.09~1.36人と差が生じている。

第20図 各種統計によるジニ係数の推移

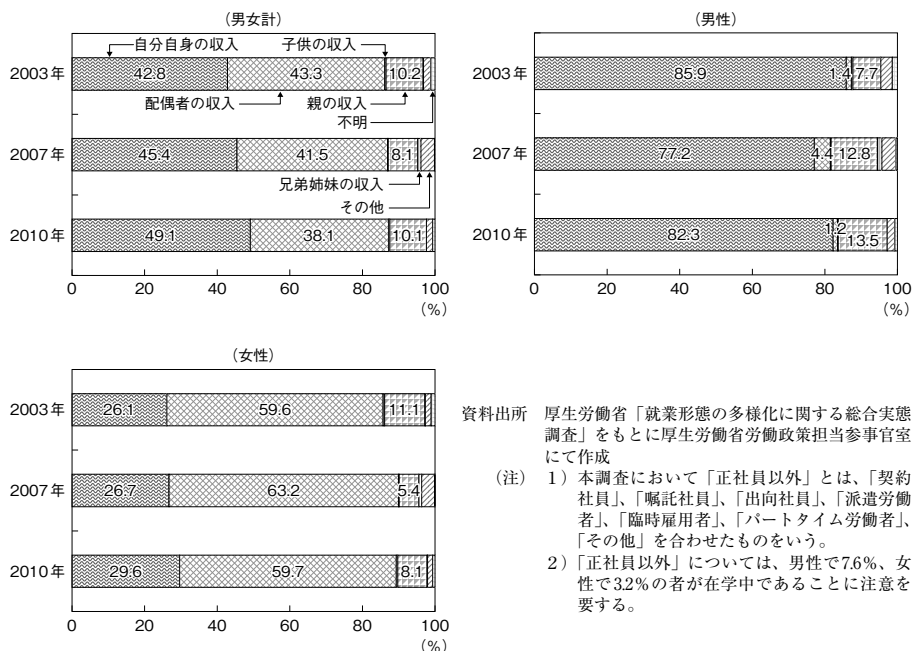
当初所得のジニ係数は緩やかに上昇している一方、その他はおおむね横ばいとなっている。



資料出所 厚生労働省「国民生活基礎調査」、「所得再分配調査」、総務省統計局「全国消費実態調査」  
 (注) 1) 国民生活基礎調査においては、年間所得金額(稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得)、公的年金・恩給、財産所得、雇用保険、児童手当等、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得の合計額)を用いている。税・社会保険料を含む課税前ベース。  
 2) 所得再分配調査における当初所得は、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額)の合計額。再分配所得は当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現金、現物)を加えたもの。  
 3) 全国消費実態調査は勤め先収入や事業収入、内職収入、財産収入、社会保障給付など実質的に資産の増加となる収入を集めた「実収入」により算出されている。公的年金・恩給の給付を含んだ税込みの所得。税・社会保険料を含む課税前ベース。

第21図 正社員以外の労働者の主な収入源の推移

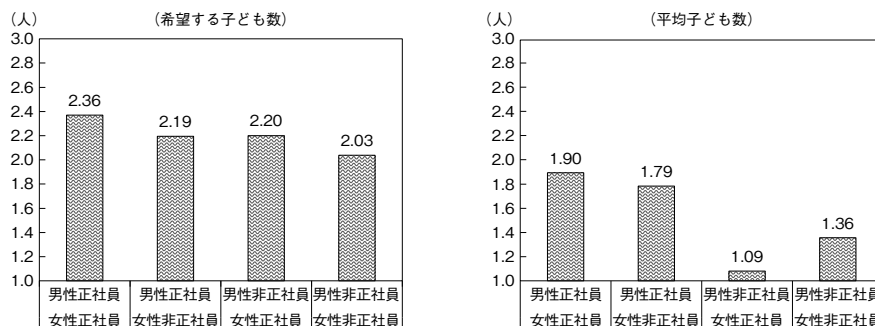
正社員以外の労働者の主な収入源として、特に女性では自分自身の割合が高まっている。



資料出所 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成  
 (注) 1) 本調査において「正社員以外」とは、「契約社員」、「嘱託社員」、「出向社員」、「派遣労働者」、「臨時雇用者」、「パートタイム労働者」、「その他」を合わせたものをいう。  
 2) 「正社員以外」については、男性で7.6%、女性で3.2%の者が在学中であることを注意を要する。

第22図 雇用形態別平均の子ども数、希望する子ども数

希望する子どもの数と実際の子どもの数の差は、特に男性非正社員で大きくなっている。



資料出所 厚生労働省「21世紀成年者縦断調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計  
 (注) 1) 本特別集計において、調査客体数確保の観点から、「正社員」とは第1回調査から第9回調査まで継続して正社員であるコーホートを、「非正社員」とは男性は第9回調査において非正社員であるコーホート、女性は第1回調査及び第9回調査において非正社員であるコーホート(ただし第2回調査において主に通学している者を除く)としており、男女間で定義が異なっていることに留意が必要。  
 2) 「男性非正社員、女性正社員」と「男性非正社員、女性非正社員」はそれぞれ客対数が11、28と少数であることにも注意が必要である。  
 3) 希望する子どもの数については、男性と女性の平均値をとっている。

### **(正社員になりたい非正規雇用者は2割強存在)**

非正規雇用者の増加の背景として、企業が非正規雇用者を活用する理由は、賃金の節約や雇用量の柔軟な調節ができるようになるというものが多くなっている。一方、非正規雇用者として働く理由については、自分の都合のよい時間に働ける等の主体的な選択も多いが、正社員として働ける会社がないという理由でやむを得ず非正規雇用者として働く人も多い。また非正規雇用者のうち、正社員を希望する者は2010年で22.3%となっている。この正社員を希望する者の割合と労働力調査における雇用者数を掛け合わせることで、正社員を希望する非正規雇用者数を試算すると、結果の数字は幅を持って見る必要があるが、2010年において男性が145万人程度、女性が210万人程度、合計で355万人程度の正社員希望者がいるという結果となった。

### **(これまでの正規雇用者減少、非正規雇用者増加の傾向に変化の兆し)**

2011年の非正規雇用者数は、前年差46万人増の1,802万人、非正規雇用者比率は前年差0.7%ポイント上昇の35.1%となった。今後の非正規雇用者比率変化に対する企業の意識をみると、第23図のとおり、上昇するとした事業所割合は低下傾向にあり、低下するとした事業所割合は上昇傾向にある。さらに、3年前と現在、現在と3年後の雇用形態別雇用者数の増減及び見通しをみると、3年前と現在の比較では「正社員は増加・横ばいだが非正社員は減少」が4.6%、「正社員は減少したが非正社員は増加・横ばい」が12.5%と大きく乖離しているものの、現在と3年後の比較見通しではそれぞれ5.9%、6.8%と差が縮小している。企業が非正社員を活用する上では、責任性を求められない等の課題があり、企業が正規雇用者を絞り込み非正規雇用者を増加させてきた今までの傾向に変化の兆しがみられる。

### **(厚生労働省の取組)**

なお、厚生労働省は、2012年3月に非正規雇用問題に横断的に取り組むための指針として、「望ましい働き方ビジョン」を取りまとめた。今後、これに基づき、労働者が希望する社会全体にとって望ましい働き方を実現するため、強力に取り組むこととしている。

### **(経済・雇用環境の悪化により生活保護受給者が増加)**

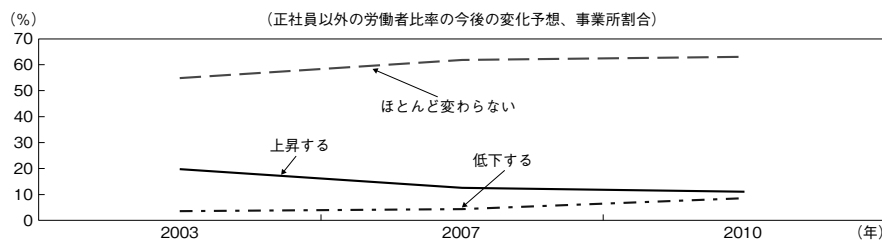
第24図により、世帯類型別の生活保護の被保護世帯数をみると、全体的に増加傾向にあるが、増加幅が大きいのは就労可能層が含まれると考えられる「その他世帯（高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯・傷病者世帯のいずれにも該当しない世帯）」であり、特に2009年度、2010年度と連続して大幅な増加となっている。リーマンショックを受けた厳しい雇用環境の中、就労可能層において経済的に困難な状態に陥った者が増加し、受給世帯の増加につながったことがうかがえる。生活保護の状態ではなくなる大きな理由は「働きによる収入の増加・取得」であるが、母子世帯では2009年度以降、それまでと比較して減少している。その他世帯では2010年度に相対的に大きく増加し、その割合は全体の約36%となっている。

### **(早期の就職支援の必要性)**

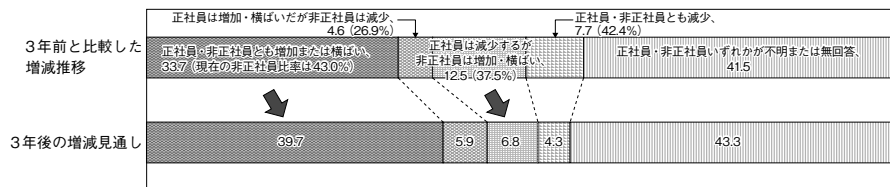
第25図は無貯蓄・低貯蓄世帯の動向である。個別の調査によって統計上の差違はあるものの、おおよそ10%前後存在すると考えられ、またその比率も上昇傾向にある。また、近年は長期失業者や中年無業者が増加しているが、失業・無業の状態が長期化するほど社会復帰の困難さが増すことになる。さらに、支える家族も高齢化が進んでおり、家計の状況が厳しさを増していることから、家族による支援の余裕も低下していることが考えられる。失業・無業の状態をなるべく防ぎ、陥った場合であっても早期に就職できるようにすること、加えて近年増加する生活保護受給者に対する早期の就労支援を一層強化することなどの重層的なセーフティネットの構築が必要である。

### 第23図 今後の非正規雇用者の見通し

今後に対する企業の意識をみると、非正規雇用の増加傾向には変化の兆しがみられる。



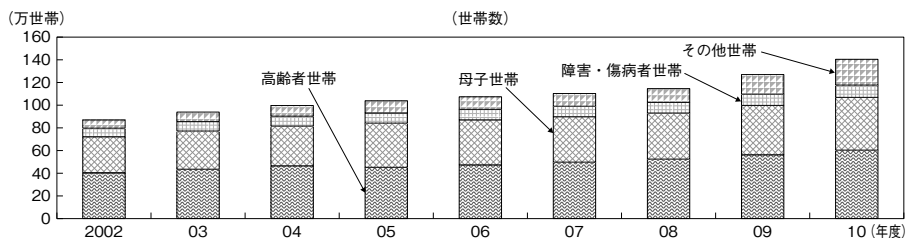
(正社員・非正社員の3年前と比較した増減推移と3年後の増減見通し)



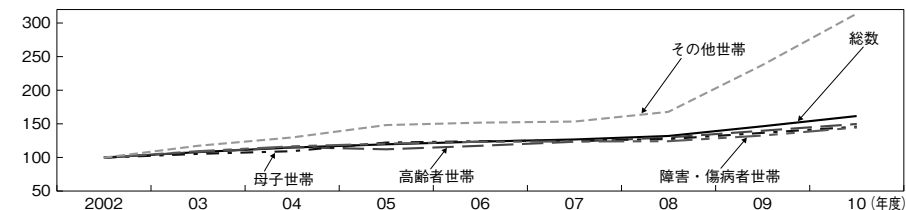
資料出所 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」  
(独) 労働政策研究・研修機構「今後の企業経営と雇用のあり方に関する調査」(2012年)

### 第24図 世帯類型別被保護世帯数の推移

生活保護を受けている世帯数は増加しており、特に「その他世帯」で大きく増加している。



(2002年度=100)

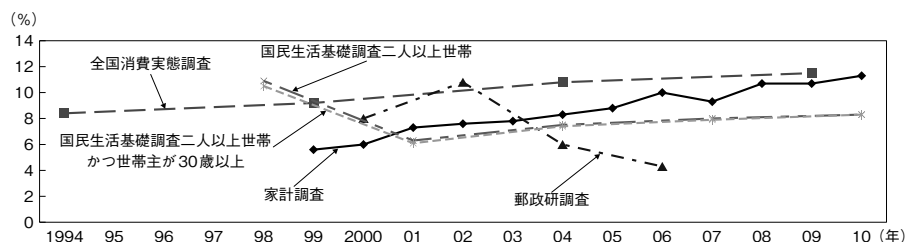


資料出所 厚生労働省「福祉行政報告例」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 総数には保護停止中の世帯を含む。  
2) 「高齢者世帯」とは、2004年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯、2005年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯、「母子世帯」とは、2004年度までは、現に配偶者がいない(死別、離別、生死不明及び未婚等による。)18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯、2005年度からは、現に配偶者がいない(死別、離別、生死不明及び未婚等による。)65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯、「障害者世帯・傷病者世帯」とは、世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯、「その他の世帯」とは、上記のいずれにも該当しない世帯。

### 第25図 無貯蓄・少額貯蓄世帯比率の推移

無貯蓄・少額貯蓄世帯の比率は上昇傾向にある。



資料出所 厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省統計局「全国消費実態調査」「家計調査(貯蓄・負債編)」(2001~2010年)、「貯蓄動向調査」(1999、2000年)、郵政総合研究所「家計における金融資産選択等に関する調査」

- (注) 1) 「家計調査」は二人以上世帯。2000年までは前身の「貯蓄動向調査」の数値であり、年末値となる。2001年は2002年1月1日の数値。2002年以降は年平均結果。100万円未満の世帯の割合。  
2) 「全国消費実態調査」は二人以上世帯。  
3) 「家計における金融資産選択等に関する調査」は2000年、2004年、2006年は全世帯、2002年は二人以上世帯。また、2000年及び2002年は、貯蓄を保有していると回答した世帯以外の割合であり、不明も含む。  
4) 「国民生活基礎調査」は貯蓄なしの世帯の割合。  
5) 調査対象や回収率、回収方法の違いによって各統計の結果間に差違が生じている点に注意を要する。